

## 令和4年度離職者等再就職訓練事業企画提案募集要領

### 1 事業の概要

公共職業安定所に求職申込みを行い、公共職業安定所長の受講指示等を受けた者を対象とした公共職業訓練として、離職者等再就職訓練事業（知識等習得コース・日本版デュアルシステム（以下「デュアルシステム」という。）・大型自動車一種運転業務従事者育成コース）を行うための企画提案を募集する。

### 2 訓練の種類及び訓練の内容

(1) 訓練の種類は、知識等習得コース・デュアルシステム・大型自動車一種運転業務従事者育成コースとする。

(2) 訓練の内容については、次に該当すること。

#### ア 知識等習得コース

求職者に必要な知識・技能等の職業能力を付与するためのコース。

#### イ デュアルシステム

民間教育訓練機関等を活用した座学訓練と事業主等への委託による企業実習及び企業実習先での能力評価を行うコース。

#### ウ 大型自動車一種運転業務従事者育成コース

大型自動車一種免許の取得及び自動車運送業界の就労に必要な知識等の習得を目指す訓練を実施する訓練コース

(3) 募集訓練の一覧

別添のとおり

### 3 応募者の資格

以下の要件を全て満たすものとする。

(1) 島根県内に本社または営業所等を有していること。

(2) 島根県内に教育訓練施設等を有していること。

(3) 事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、教育訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態であり、カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、パソコンが1人1台の割合で設置されていること、及びソフトウェアについて使用

許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。

- (4) 教育訓練を実施するにあたり、個人の権利、利益を侵害することがないよう個人情報等の適切な管理・運営を行うことができる者であること。
- (5) 県税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (8) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、企画提案書の提出期限においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者(同法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている場合にあっても、手続き開始の決定後、島根県が別に定める手続きに基づき入札参加資格の受付がなされているものは除く。)でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2項に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (11) その他公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと島根県が判断した者でないこと。

(12) 企画提案にかかる説明会に参加すること。

日時：令和4年2月1日(火) 11:00～

場所：島根県立西部高等技術校

(島根県益田市高津四丁目7-10)

#### 4 委託内容等

別添「令和4年度離職者等再就職訓練事業」委託業務仕様書のとおり。

#### 5 企画提案書の提出

- (1) 企画提案書は、訓練実施予定科目ごとに作成・提出すること。
- (2) 企画提案書提出後の内容変更、差し替えは原則として認めない。

(3) 企画提案書(様式1～12、様式任意)及び添付資料は、以下の内容とする。

【企画提案書】

- ① 離職者等再就職訓練事業企画提案書(様式1)
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 訓練科の設定趣意書(様式任意)
- ④ 訓練実施施設の概要・運営体制(様式3)
- ⑤ 委託訓練の要素別点検表(様式4)
- ⑥ 訓練実施施設の就職支援体制・就職実績(様式5)
- ⑦ 委託訓練カリキュラム(様式6)
- ⑧ 予定実習先一覧表(様式7)
- ⑨ 講師名簿(様式8)
- ⑩ 使用教材等一覧(受講生が必要とするもの)(様式9)
- ⑪ 訓練実施経費 積算内訳書(様式10)
- ⑫ 日別計画表(様式11)
- ⑬ 職場見学等実施計画書(様式12)

【添付資料】

- ⑮ 法人登記簿謄本又は登記事項証明書(発行日から3か月以内のもの)
- ⑯ 県税事務所が発行する県税(全税目)に係る納税証明書(滞納がない事の証明書。発行日から3か月以内のもの)
- ⑰ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に係る納税証明書(滞納がない事の証明書。発行日から3か月以内のもの)
- ⑱ 雇用保険適用事業所設置届(写)
- ⑲ 職業紹介の許可を証明する書類(写)
- ⑳ 実施施設紹介パンフレット等
- ㉑ 施設案内略図、教室等配置図(様式任意)
- ㉒ 介護職員実務者研修養成施設の指定通知書(写)
- ㉓ 介護職員初任者研修事業者指定通知書(写)
- ㉔ ジョブ・カード作成アドバイザー証(写)
- ㉕ キャリアコンサルタント登録証(写)
- ㉖ 職業訓練サービスガイドライン研修修了証書(写)

(4) 企画提案書の提出等

ア 企画提案書提出先

提出先：島根県立西部高等技術校

住 所：〒698-0041 益田市高津四丁目7-10

電 話：0856-22-2450

Eメール：seibukotogi@pref.shimane.lg.jp

イ 提出方法

島根県立西部高等技術校まで持参又は郵送による。郵送の場合は、必ず「特

定記録郵便」とすること。併せて、電子データをEメールで提出すること。

#### ウ 提出部数

企画提案書 正本1部、副本(正本写)2部

添付資料 1部

※添付書類については、複数の訓練科を申請する場合で訓練科ごとに内容の異なるものがあれば、該当書類(該当訓練科名を明記のこと)を追加してください。

#### エ 提出期限

令和4年2月16日(水) 午後5時必着

### 6 委託先候補の選定方法

- (1) 「離職者等再就職訓練事業」選定委員会(以下「選定委員会」という。)により委託先候補の選定を行う。
- (2) 選定にあたり、提出された企画提案書の内容等を確認するため、実態調査を行う場合がある。
- (3) 選定結果は、企画提案者全てに通知する。
- (4) 選定結果通知日  
令和4年2月下旬(予定)

### 7 失格条項

次の各号に該当した場合は、提案は無効とする。

- (1) 企画提案書が提出期限までに提出されない場合。
- (2) 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合。

### 8 契約について

- (1) 選定委員会においては、あくまで委託先候補を選定するものであり、当該事業の契約を保証するものではない。
- (2) 契約の内容等については、選定委員会において委託先候補として選定された者に対して別途協議を行う。

### 9 その他

- (1) この要領に定めのないものは島根県立西部高等技術校と協議すること。
- (2) 企画提案等書類の作成、提出、応募等に要する経費は、すべて企画提案者の負

担とする。

- (3) 本事業については、国との協議が整い、令和4年度島根県予算が成立しない場合は、本事業の企画提案募集に係る手続きは無効とする。その場合においても、当該応募に係る経費について、島根県において補償は行わない。
- (4) 国の「委託訓練実施要領」の改正に伴い、本要領及び募集の内容が変更となる場合がある。
- (5) 開講に当たっては、新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じること。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和4年1月19日から適用する。

## 別記

### 個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らがを行い、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、乙が、甲の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第10 乙はこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第11 乙はこの契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

\* 「甲」は島根県、「乙」は委託先機関を指す。

\* 委託事務の実態に即して、適宜、必要な事項の追加及び不要な事項の省略等を行うこととする。